様式第１号（第３条関係）

審　査　基　準　整　理　票

処　　分　　名	大津市木戸交流センターの集会室等の利用料金の減免		
根　拠　法　令　名	大津市木戸交流センター条例	（条項）第６条	
基　準　法　令　名	大津市木戸交流センター条例	（条項）第６条	
所　管　部　署	指定管理者：社会福祉法人大津市社会福祉事業団 （所管：市民部自治協働課自治協働係）		
標準処理期間	７　日	法定処理期間	ー　日

【審査基準】　・文書の名称【　　】
　　・掲載図書等【　　】
　　・内　　容　■全部記載　□一部・項目のみ記載

集会室等の利用料金は、大津市木戸交流センター条例第６条に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」として次の各号のいずれかに該当した場合に減免するものとし、その場合における減免の額は当該各号に定めるとおりとする。

（1）本市又は本市の執行機関の共催又は後援に係る行為をするとき。・・・全額又は一部
（2）公用又は本市の自治振興、社会教育、福祉の行政目的の達成に資する団体が当該行政目的を達成する目的をもってなされる行為をするとき。・・・全額又は一部
（3）その他市長が必要と認めたとき。・・・その都度市長が定める額

【根拠法令】

大津市木戸交流センター条例

（利用料金の減免）

第６条　指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。